

船内騒音コードの解釈に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

船内の騒音に関する要件は、IMO 船内騒音コードで規定されており、本会はこれらを規則に取入れている。

しかしながら、IACS 内で船内騒音コードに記載される「機関区域外の工作室」の定義が明確でないとの意見があったため、IACS で当該定義に関する統一解釈案を作成した。

同統一解釈案は、2022 年 4 月に開催された IMO 第 105 回海上安全委員会(MSC105)において、決議 MSC.1/Circ.1654 として承認された。IACS においても、IACS 統一解釈 SC296 として採択した。

今般、決議 MSC.1/Circ.1654 及び IACS 統一解釈 SC296 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 騒音レベルを規定する表内の「機関区域外の工作室」に関する定義を記載する。
- (2) 機関区域内の隔壁等により隔離されていない工作場所の扱いを記載する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

附属書 2.3.1-2. 船内騒音計測に関する実施要領

4 章 評価基準

An 4.1 一般

計測結果は、次の表 An4.1 に示す騒音レベル以下とすること。同一区画において、複数の計測を行った場合にあっては、計測結果の最大値で評価すること。

表 An4.1 を次のように改める。

表 An4.1 騒音レベル（単位: dB(A)）

区域及び区画	船舶の大きさ	
	総トン数 1,600 トン以上 10,000 トン未満	総トン数 10,000 トン以上
作業区域		
機関区域 ^{1,2}	110	110
機関制御室	75	75
機関区域外の工作室 ³	85	85
特に規定されていない作業区域（その他の作業場所）	85	85
航海業務に充当する区域		
船橋及び海図室 ²⁴	65	65
船橋ウイング及び窓を含む監視場所 ²⁵	70	70
無線室 ⁴⁶ （無線機器は作動状態であるが、音が発生していない状態）	60	60
レーダ室	65	65
居住区域		
居室及び病室 ⁵²	60	55
公室	65	60
娛樂室	65	60
娛樂用の開放区域	75	75
事務室	65	60
業務区域		
調理室（調理器具が使用されていない状態）	75	75
配ぜん室	75	75

通常無人状態の区域		
3.8 に規定される区域	90	90

(備考)

1. 機関区域において、表 An4.1 に規定する騒音レベルを超える場合にあっては、主管庁が認める場合に限り、短時間の滞在が認められる。
2. 機関区域内にある工作室（作業台及び作業場所を含む）は、「機関区域」とみなす。
3. 前 2 に関わらず、機関区域内にある工作室が隔壁及び当該隔壁と同等の遮音性能を有する扉(設置されている場合)により閉囲され機関区域から隔離された場合は「機関区域外の工作室」とみなす。
- ~~24.~~ 船橋に無線機器が設置されている場合であっても「船橋」とみなす。
- ~~25.~~ 閉囲された船橋ウイングについては、船橋との間に壁及び戸等による仕切りがある場合には「船橋ウイング」とみなし、当該仕切りがない場合には「船橋」とみなす。（図 An4.1 参照）
- ~~46.~~ 無線室とは、無線の送受信のための専用の区画をいう。
- ~~57.~~ 執務室及び寝室により構成される 1 人用の居室は、1 つの居室とみなす。